

「患者体験調査」における患者個人情報の利用について

2023年6月22日

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号
新霞が関ビルディング3階

CLS日比谷東京法律事務所 弁護士 川端基彦
弁護士 大村恵実

(国立がん研究センター代理人弁護士)

1 本研究と患者個人情報

患者体験調査（以下「本研究」といいます。）においては、各参加施設を受診した患者の中から対象患者を抽出し、各参加施設から対象患者に対して質問紙を送付して頂くことをお願いしております。

その際、事務作業に伴う各参加施設の負担軽減のため、国立がん研究センターにおいて委託業者に依頼して質問紙の発送作業を行うことを検討しています。各参加施設がこのような措置をご利用になる場合は、各参加施設が保有している対象患者の氏名及び住所（各参加施設においてデータベースとして管理しているため、以下「本件個人データ」とします）を、国立がん研究センター（の委託した業者）に対してご提供いただくことになります。

2 個人情報保護法における利用目的・第三者提供の規制との関係

個人情報の取り扱いに関しては、令和3年の法改正以降、参加施設が①国立大学法人、独立行政法人（国立大学病院、国立病院機構など）、②地方自治体の設立した病院（地方自治体立の病院（大学病院を含む）および地方独立行政法人）、③国立大学法人、独立行政法人、地方自治体立以外の民間病院（日赤等の公的病院や私立大学附属病院を含む）のいずれであっても、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」）が統一して適用されることとなりました。

個人情報保護法は、個人情報取扱事業者（各参加施設）が、あらかじめ本人（患者）の同意を得ないで、(a) 利用目的を超えて個人データを取り扱うこと、および(b) 個人データを第三者（国立がん研究センターないしその委託業者）に提供することを禁止していますが、以下の場合に許されるとしています（法18条3項6号、27条1項7号）。

【学術研究機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき】

国立がん研究センターは、「学術研究機関等」に該当し（法16条8項）、本研究は、学術研究目的といえます。今般、参加施設は、かかる学術研究目的を達成するために、患者に調査票を送付するもので、本件個人データは、学術研究目的で取り扱う必要があるといえ、上記例外にあたります。

なお、上記条項には、「個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く」との

規定がありますが、本件個人データの利用や第三者提供には、このようなおそれは認められません。

(注)

なお、本文での整理は、各参加施設が国立がん研究センター（の委託した業者）に対象患者への調査票の発送を委託することを前提としています。各参加施設が自ら対象患者への発送業務を行う場合は、国立がん研究センターからの本研究への協力依頼を、対象患者へ取り次いで頂くにすぎません。このような各参加施設から患者への一般的な事務連絡は、各参加施設の個人情報の利用目的に当然に含まれているものといえますので、各参加施設が自ら発送する場合は個人情報保護法に抵触せず、許されることとなります。